

港湾法の一部を改正する法律案要綱

第一 国際旅客船拠点形成港湾における官民連携国際旅客船受入促進協定制度の創設等

一 国土交通大臣は、主として本邦の港と本邦以外の地域の港との間の航路に就航する旅客船（以下「国際旅客船」という。）の利用に供され、又は供されることとなる一定の規模以上であることその他の要件に該当する埠頭（以下「国際旅客船取扱埠頭」という。）を有する港湾のうち、船舶乗降旅客数その他の事情を勘案し、官民の連携による国際旅客船の受入れの促進を図ることにより国際旅客船の寄港の拠点を形成することが我が国の観光の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上のために特に重要なものを、国際旅客船拠点形成港湾として指定することができるものとする。

（第二条の三関係）

二 国際旅客船拠点形成港湾の港湾管理者（以下「国際旅客船港湾管理者」という。）は、当該国際旅客船拠点形成港湾について、官民の連携による国際旅客船の受入れの促進を図ることにより国際旅客船の寄港の拠点を形成するための計画（以下「国際旅客船拠点形成計画」という。）を作成することができるものとする。

（第五十条の十六関係）

三 国際旅客船拠点形成計画において定められた事業に係る港湾施設等の認定等の特例を設けるものとする。
（第五十条の十七関係）

四 国際旅客船港湾管理者は、官民の連携による国際旅客船の受入れの促進を図るため必要があると認めるときは、旅客施設その他の国際旅客船の受入れを促進するために必要な港湾施設のうち、国際旅客船港湾管理者以外の者が整備するもの（以下「民間国際旅客船受入促進施設」という。）の施設所有者等との間において、国際旅客船取扱埠頭の係留施設の優先的な利用及び当該民間国際旅客船受入促進施設の一般公衆への供用その他当該民間国際旅客船受入促進施設の整備又は管理に関する協定（以下「官民連携国際旅客船受入促進協定」という。）を締結することができるものとする。
（第五十条の十八及び第五十条の十九関係）

五 官民連携国際旅客船受入促進協定は、その公示のあった後において民間国際旅客船受入促進施設の施設所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。
（第五十条の二十関係）

六 民間国際旅客船受入促進施設の利用に関する料金を收受しようとする当該民間国際旅客船受入促進施設の所有者に対し、料率を記載した書面の提出義務を課すとともに、その料率が不当な差別的取扱いを

するものであり、又は著しく不適切である場合には、国際旅客船港湾管理者が変更命令を行うことができるものとする。

(第五十条の二十一関係)

七 国土交通大臣は、官民連携国際旅客船受入促進協定を締結し、又は締結しようとする民間国際旅客船受入促進施設の施設所有者等に対し、官民連携国際旅客船受入促進協定の締結及びその円滑な実施に関し必要な情報の提供、指導、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(第五十条の二十二条関係)

八 罰則について所要の規定を設けるものとする。

(第六十三条第六項関係)

九 その他所要の改正を行うものとする。

第二 旅客の取扱いに関する位置付けの強化

一 基本方針で定める事項に、官民の連携による港湾の効果的な利用に関する基本的な事項を追加するとともに、当該基本方針を定めるに当たって国際観光の振興のため果たすべき港湾等の役割に配慮するものとする。

(第三条の二関係)

二 港湾管理者が臨港地区内において指定することができる分区の対象に、専ら観光旅客の利便に供する

ことを目的とする区域としてクルーズ港区を追加するものとする。

(第三十九条第一項関係)

第三 非常災害時における国土交通大臣による円滑な港湾施設の管理制度の創設

一 国土交通大臣は、非常災害が発生した場合において、当該非常災害の発生によりその機能に支障が生じ、又は生ずるおそれがある港湾の港湾管理者から要請があり、かつ、物資の輸送の状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、当該港湾管理者の管理する港湾施設の管理を、期間を定めて、自ら行うことができるものとする。

(第五十五条の三の三関係)

二 その他所要の改正を行うものとする。

第四 附則

一 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一項関係)

二 所要の経過措置を定めるものとする。

(附則第二項関係)

三 この法律の施行状況に関する検討規定を設けるものとする。

(附則第三項関係)